

諮問日：平成28年6月3日（平成28年度（最情）諮問第8号）

答申日：平成28年9月1日（平成28年度（最情）答申第27号）

件名：最高裁判所事務総長の事務引継書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成28年4月7日の最高裁判所事務総長交代時の事務引継書（添付書類を含む。）」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「最高裁判所事務総長が交代した場合、どこに挨拶回りをしているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年5月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

#### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

#### 2 理由

(1) 本件開示申出文書1について

最高裁判所事務総長（以下「事務総長」という。）の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、どのような引継ぎを行うかは、引き継ぐべき事項の内容、性質等を勘案して前任者が決めており、引継ぎのためにそもそも文書を作成するか否か、仮に作成するとしてどのような文書を作成するかについても、あげて前任者個人の判断に委ねられている。

平成28年4月7日の事務総長の交代時においては、前任者個人の判断でメモが作成されたが、それは直接前任者から後任者に交付され、その性質上、他者の目に触れることなく、あくまで個人の手持ち資料として後任者限りで使用及び保管がされている。したがって、保存又は廃棄についても後任者の個人的な判断により行うことができるものであるから、その作成・利用・保存・廃棄については、いずれの過程においても組織としての関与は何ら存在せず、専ら個人の判断に委ねられている。このような状況からすれば、上記メモは、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものではなく、取扱要綱記第1に規定する司法行政文書に当たらない。

そして、その他に事務引継書に該当する文書は作成されていない。

したがって、本件開示申出文書1について、開示申出時点において司法行政文書として作成し、又は取得したものは存在しない。

(2) 本件開示申出文書2について

そもそも異動者があった際にいつどこに挨拶回りに行くかは、異動者の意向、離着任時の事務手続の日程、挨拶先の事情等を勘案して個別に決められるべきものであって、一般的な定めを設けることになじまないため、これが一般的に分かる文書を作成しておく必要性はない。

実際に、事務総長の秘書的業務を所管する最高裁判所事務総局秘書課（以下「秘書課」という。）においても、事務総長の交代があった場合には、そ

の都度挨拶先について新旧両事務総長に意向を聞き、これに対する回答を得た上で、挨拶先の意向や各種行事の日程等諸々の事情を考慮していつどこに挨拶回りに行くかを確定しているため、その都度挨拶回り先は異なることになる。よって、秘書課において事務総長交代時にどこに挨拶回りをすることになっているかが分かる文書は作成していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月22日 審議
- ④ 同年8月29日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出文書1について

- (1) 本件開示申出文書1は、平成28年4月7日の事務総長交代時の事務引継書である。これについて、事務総長は、交代時に前任者個人の判断でメモが作成されたが、それは司法行政文書に当たらず、他に事務引継書に該当する文書は作成されていないと説明する。
- (2) 取扱要綱における司法行政文書とは、その記第1において「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書（中略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定められ、「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、裁判所の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。そして、作成又は取得がされた文書が、どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又

は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

そこで、上記(1)の説明について検討する。

- (3) 事務総長の説明によれば、事務総長の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、それを作成するか否かは前任者個人の判断に委ねられているとのことである。また、実際に作成されたメモも、前任者個人の判断で作成されて直接後任者に交付され、あくまで個人の手持ち資料として後任者限りで使用及び保管がされているとのことである。

上記の説明を踏まえると、当該メモの作成・利用・保存・廃棄については、そのいずれの過程においても組織としての関与は何ら存在せず、事務総長個人の便宜的判断に委ねられているものと認められるのであって、たとえ事務総長が当該メモをたまたま廃棄せずに保有していたとしても、そのことのみをもって、最高裁判所の職員が組織的に用いるものとして最高裁判所が保有しているものということとはできず、当該メモは、取扱要綱記第1に定める司法行政文書に当たらないと認められる。

- (4) したがって、当該メモ以外に事務総長交代時の事務引継書が存在すること  
をうかがわせる事情がない以上、最高裁判所において、本件開示申出文書1  
を作成していないとの説明は合理的であり、これを保有していないものと認められる。

## 2 本件開示申出文書2について

- (1) 本件開示申出文書2は、事務総長が交代した場合、どこに挨拶回りをする  
ことになっているかが分かる文書である。これについて、事務総長は、異動  
があったときにいつどこに挨拶回りに行くかは、個別に決められるべきもの  
であって、一般的な定めを設けることになじまないため、これが一般的に分  
かる文書を作成しておく必要はなく、異動の都度挨拶回り先は異なること  
になるから、実際にもそのような文書は作成していないと説明する。

- (2) そこで検討するに、事務総長が交代した場合に、どこに挨拶回りをする

かについては、何ら定めはなく、そもそも挨拶は儀礼上のものにすぎないと考えられることからすると、一般的にその役職に応じた挨拶回り先として想定されるところがあったとしても、実際にどこに挨拶に行くかについては、個々の事務総長の意向によるとする説明が不合理とはいえない。

そうすると、他に挨拶回り先に係る文書が存在することをうかがわせる事情がない以上、最高裁判所において、本件開示申出文書2を作成していないとの説明は合理的であり、したがって、これを保有していないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人